

横浜市公告第 121 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成29年2月24日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 新山下商業施設計画 中区新山下一丁目1番の1ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越 塚 孝 之 東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大 原 孝 治 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
大規模小売店舗の新設をする日	平成30年6月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	8,026 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 396 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 332 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 209.70 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 50.25 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者	24時間

の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻	
来 客 が 駐 車 場 を 利 用 す る こ と が で き る 時 間 帯	24 時 間 ほ か
駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 の 数 及 び 位 置	数 入 口 2 か 所 、 出 口 2 か 所 位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 記 載 の と お り
荷 さ ば き 施 設 に お い て 荷 さ ば き を 行 う こ と が で き る 時 間 帯	午 前 6 時 か ら 午 後 10 時 ま で

(添 付 図 面 は 省 略)

2 届 出 年 月 日

平 成 29 年 1 月 31 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 成 長 戦 略 推 進 部 産 業 立 地 調 整 課

中 区 日 本 大 通 35 番 地

横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課